

平成27年度

居宅介護事業等サービス実態調査報告

平成27年度 居宅介護事業等サービス実態調査

調査概要

1. 調査目的：障害者の居宅介護事業のサービスの現状を把握し、今後の事業運営等の充実のための基礎資料を得ることを目的とする。
2. 調査対象：全国の居宅介護事業所のうち、本会が把握する居宅介護事業所から402件を無作為に抽出
3. 調査基準日：平成27年4月1日現在
4. 回収率：48.0%
5. 調査実施主体：公益財団法人 日本知的障害者福祉協会 地域支援部会

I. 経営主体について

表1 経営主体

	(事業所)	(%)
社会福祉法人	183	94.8
社会福祉協議会	5	2.6
特定非営利活動法人 (NPO)	2	1.0
株式会社等	2	1.0
その他	1	0.5
計	193	100

昨年度の調査から調査事業所数が半分に減ったためか、経営主体については、ほとんどが社会福祉法人 (94.8%) となっている。

また、本調査は本会の会員事業所を中心とした調査であることから、居宅介護事業所の全体の傾向というよりは本会会員施設が行っている居宅介護事業所の実態として把握すべき結果となっていることを申し添える。

II. 事業所の状況について

表2 サービス対象者

	(事業所/延)	(%)
児童	149	77.2
身体障害者	161	83.4
精神障害者	135	69.9
知的障害者	190	98.4
介護保険対象者	39	20.2
その他	7	3.6
事業所実数	193	100

表3 実施している事業

	(事業所/延)	(%)
居宅介護事業	185	95.9
重度訪問介護事業	138	71.5
重度包括支援事業	1	0.5
行動援護事業	140	72.5
移動支援事業	174	90.2
同行援護事業	76	39.4
福祉有償運送	65	33.7
地域生活支援事業 (日中一時支援等)	58	30.1
その他	10	5.2
事業所実数	193	100

行動援護事業の実施については昨年の53.0%から72.5%に増加しているのは前項の経営主体の影響によるものであると思われる。実施事業者数は依然として少ないのではないかと推察されるが、知的障害者の支援のツールとして、行動援護を使わない選択はないと思われる。

表4 特定事業所加算について

	(事業所)	(%)
特定事業所加算 (Ⅰ)	45	23.3
特定事業所加算 (Ⅱ)	43	22.3
特定事業所加算 (Ⅲ)	6	3.1
特定事業所加算 (Ⅳ)	1	0.5
受けていない	89	46.1
不明・無回答	9	4.7
計	193	100

特定事業所加算については、平成27年度に新たに特定事業所加算 (Ⅳ) が創設されたが、今回調査では1事業所しか加算を取得していなかった。今後、どれだけ多くの事業所が取得できるのか注視したい。

表5 介護保険事業について

	(事業所)	(%)
実施している	39	20.2
実施していない	152	78.8
不明・無回答	2	1.0
計	193	100

介護保険事業についての項目では、昨年度調査に比べて全体に介護保険の割合が低下しているが、今回調査に回答した経営主体のほとんどが社会福祉法人であったことによる影響と思われる。

表5-2 介護保険事業を実施する事業所の介護保険事業収入の割合

	(事業所)	(%)
～10%未満	12	30.8
～20%未満	8	20.5
～30%未満	2	5.1
～40%未満	0	0
～50%未満	1	2.6
～60%未満	3	7.7
～70%未満	3	7.7
～80%未満	1	2.6
～90%未満	1	2.6
～100%未満	6	15.4
100%	0	0
不明・無回答	2	5.1
計	39	100

表6 居宅介護事業の事業規模（介護保険を除いた）（月間収入）

	(事業所)	(%)
100万円未満	76	39.4
100万円以上300万円未満	69	35.8
300万円以上500万円未満	20	10.4
500万円以上800万円未満	14	7.3
800万円以上1,000万円未満	5	2.6
1,000万円以上	5	2.6
不明・無回答	4	2.1
計	193	100

居宅介護事業の収入が300万円未満の事業者が75.1%にのぼる。居宅介護事業のみを行っていて、月間300万円以上の収入がある事業所は極めて少ないことがわかる一方、1,000万円以上の事業所が5事業所あることにも注目すべきである。

Ⅲ. スタッフの状況について

表7 スタッフの配置

(人)

		管理者	サービス提供 責任者	ヘルパー	その他 スタッフ	計	%
職種別 職員配置	常勤専従	29	255	369	28	681	16.9
	常勤兼務	155	115	539	47	856	21.2
	非常勤職員	2	9	2,319	149	2,479	61.3
	無回答・不明	0	0	0	25	25	0.6
	計	186	379	3,227	249	4,041	100
	%	4.6	9.4	79.9	6.2	100	—
雇用形態	正規職員	180	328	703	72	1,283	31.7
	非正規職員	6	42	2,497	177	2,722	67.4
	無回答・不明	0	9	27	0	36	0.9
	計	186	379	3,227	249	4,041	100
	%	4.6	9.4	79.9	6.2	100	—

常勤専従職員が16.9%に留まり、常勤兼務を合わせても38.0%と少ないのが、この事業の大きな特徴であり問題でもある。

表8 職員（スタッフ）の所持資格（重複回答可）

(人)

	人数	%
介護福祉士	1,148	28.4
社会福祉士	137	3.4
ホームヘルパー 1 級	91	2.3
ホームヘルパー 2 級もしくは介護職員初任者研修修了者	2,432	60.2
行動援護従業者養成研修修了者	520	12.9
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者	68	1.7
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者	17	0.4
喀痰吸引等研修（特定）修了者	88	2.2
喀痰吸引等研修（不特定）修了者	34	0.8
介護職員基礎研修課程修了者	28	0.7
実務者研修修了者	28	0.7
ケアマネージャー	90	2.2
精神保健福祉士	23	0.6
看護師・保健師	45	1.1
その他	255	6.3
スタッフ総数	4,041	100

今後は強度行動障害支援者養成研修修了者が増えて行くことが予測されます。

Ⅳ. 行動援護従業者研修について

表9 行動援護従業者養成研修受講について

	(事業所)	(%)
ある	123	63.7
ない	64	33.2
不明・無回答	6	3.1
計	193	100

表10 平成30年3月31日までにスタッフの受講計画はあるか

	(事業所)	(%)
ある	96	49.7
ない	87	45.1
不明・無回答	10	5.2
計	193	100

Ⅴ. 強度行動障害支援者養成研修について

表11 強度行動障害支援者養成研修受講について

	(事業所)	(%)
ある	125	64.8
ない	65	33.7
不明・無回答	3	1.6
計	193	100

表12 平成30年3月31日までにスタッフの受講計画はあるか

	(事業所)	(%)
ある	104	53.9
ない	84	43.5
不明・無回答	5	2.6
計	193	100

今後は行動援護従事者養成研修が強度行動障害支援者養成研修に置き換わっていくと思われる。強度行動障害支援者養成研修は、障害者支援施設等の加算要件にもなっているため、希望する事業所の職員は全員受講することが可能な体制を整えるべきである。

Ⅵ. サービスの実施状況について

表13 週の営業（開所）日数

	(事業所)	(%)
毎日（休日なし）	152	78.8
土、日、祝祭日は休み	12	6.2
週6日	24	12.4
週5日	3	1.6
週4日以内	1	0.5
不明・無回答	1	0.5
計	193	100

毎日（休日なし）の事業所が78.8%であるのはニーズがあるからであり、人材確保の難しさは、他の事業以上の困難さを想像させる。

表14 一日の営業（開所）時間

	(事業所)	(%)
全日	31	16.1
17時間以上（おおむね深夜時間帯を除いた時間）	21	10.9
14時間以上（おおむね早朝夜間を除いた時間）	42	21.8
10時間以上（おおむね日勤時間帯）	50	25.9
8時間以上（通常勤務時間内）	44	22.8
8時間以下	2	1.0
不明	3	1.6
計	193	100

契約件数について（平成27年4月1日現在）

表15 契約件数（平成27年4月1日現在）

	(件)	(%)
居宅介護	4,798	36.6
重度訪問介護	204	1.6
重度包括等支援	0	0
行動援護	1,797	13.7
同行援護	412	3.1
移動支援	8,854	67.5
契約者数（実人数）	13,108	100

重度包括支援が0%であったが、制度自体に問題がないか検証する必要があると思われる。一方、移動支援の67.5%はニーズの大きさを物語っている。

契約者の状況（平成27年4月1日現在）

表16 契約者の年齢構成（平成27年4月1日現在）

（人）

	男性	女性	計	(%)
18歳未満	1,312	569	1,881	14.4
18～64歳	6,292	4,158	10,450	79.7
65歳以上	386	391	777	5.9
計	7,990	5,118	13,108	100

表16-2 契約者の障害の内訳（障害が重複している場合には主たる障害で計上）

	（人）	（%）
児童（18歳未満）	1,881	14.4
知的障害者	8,870	67.7
精神障害者	569	4.3
身体障害者	1,438	11.0
不明・無回答	350	2.7
計	13,108	100

精神障害者が4.3%と少ないが、本会会員事業所においても、精神障害者の支援にさらに力を尽くすべきと考える。

表17 サービスの利用状況（平成27年4月1日～4月30日）

		利用回数
居宅介護	身体	23,138
	家事	8,435
	通院	2,372
	乗降	185
重度訪問		5,278
行動援護		6,589
重度包括		5
同行援護		1,341
移動支援		17,192
計		64,535

軽度の人の家事援助を減らす方向性が打ち出されているが、居宅介護の家事援助は軽度の知的障害者の地域生活を支える重要なツールであることが、利用回数8,435という少なくない数字から見てとれる。

表18 緊急時対応加算（平成27年4月1日～4月30日）

	(事業所)	(%)
受けた	9	4.7
受けていない	180	93.3
不明・無回答	4	2.1
計	193	100
受けた場合の延べ回数	26	—

緊急時対応可加算については実際に行った緊急時対応が反映されていないように思われる。

表19 医療的行為

	(事業所)	(%)
行っている	19	9.8
行っていない	171	88.6
不明・無回答	3	1.6
計	193	100

表19-2 医療的行為を行っている場合の内容

	(事業所／延)	(%)
たん吸引	17	89.5
胃ろう	10	52.6
その他	1	5.3
医療行為を行っている と回答した事業所数	19	100

表20 グループホームへの個人単位利用でのホームヘルパー派遣

	(事業所)	(%)
行っている	58	30.1
行っていない	132	68.4
不明・無回答	3	1.6
計	193	100

グループホームとケアホームが一体化され、ホームヘルプの個人単位利用の割合は30.1%と昨年度(15.0%)より増加しているように見えるが、事業者数は59から58と横ばいである。

表20-2 グループホームへの個人単位利用でのホームヘルパー派遣を行っている場合の内容

	(事業所／延)	(回数・人数)
身体介護（入浴・食事等のスポット支援）の提供	38	5,467回
行動援護または重度訪問介護対象者への居宅介護、重度訪問介護の提供	35	179人
グループホームでの個人単位利用でのヘルパー派遣を行っている と回答した事業所数	58	—

表21 ケアプランについて

	(事業所)	(%)
ほぼケアプランに沿っている	122	63.2
ある程度ケアプランに沿っている	61	31.6
ケアプランに沿っているとは言えない	2	1.0
全くケアプランに沿っていない	1	0.5
不明・無回答	7	3.6
計	193	100

Ⅶ. 重度訪問介護対象拡大の影響について

表22 重度訪問介護の対象拡大に基づく、行動障害を有する者に対する重度訪問介護の提供

	(事業所)	(%)	
提供した	10	5.2	
提供していない	180	93.3	
不明・無回答	3	1.6	
計	193	100	
	回	(%)	
障害種別	知的障害	94	14.7
	精神障害	2	0.3
	その他	515	80.3
	不明	30	4.7
計	641	100	
提供時間	1,549時間		

重度訪問介護の対象拡大にともなう行動障害を有する者への提供については、昨年度の7事業所から10事業所への増加に留まる。昨年度は制度が始まったばかりの数字と判断したが、1年経過しても大幅な増加は見られず、重度訪問介護の対象拡大は未だされていないと結論付けられるのではないだろうか。

表23 地域支援事業の移動支援が重度訪問介護の対象になったケースの有無

	(事業所)	(%)
ある	9	4.7
ない	174	91.2
不明・無回答	10	4.1
計	193	100
あると回答した場合のケース数	13ケース	

表24 重度訪問介護利用のためのアセスメントの実施者

	(事業所)	(%)
行動援護事業者	32	16.6
発達障害者支援センター	8	4.1
その他	35	18.1
不明・無回答	118	61.1
計	193	100

表25 アセスメントの結果、行動援護利用者が重度訪問介護の対象になったケース

	(事業所)	(%)
ある	7	3.6
ない	131	67.9
不明・無回答	55	28.5
計	193	100
あると回答した場合のケース数	7ケース	

当初、懸念された行動援護の受給者が重度訪問介護へと置き換えられるのではないかということについては、調査時点では7事業所に留まった。前項と同様にこの制度が利用されていないのではないだろうか。

VIII. グループホームへの一元化の影響について

表26 外部サービス利用型グループホームとの委託契約

	(事業所)	(%)
締結した	15	7.8
締結していない	170	88.1
不明・無回答	8	4.1
計	193	100
契約したグループホーム箇所数	35か所	
ヘルパー派遣箇所数	27か所	

外部サービス利用型グループホームとの委託契約については、グループホームの外部サービス利用型そのものが少ないため、委託契約を締結したホームの割合が少ないのではないのでしょうか。

Ⅷ. 居宅介護事業に関する問題点

表27 居宅介護事業を運営する上での課題

	(事業所／延)	(%)
居宅介護サービス費の単価	104	53.9
配置基準及び資格要件	36	18.7
ヘルパーの資格要件	49	25.4
支給決定の方法	14	7.3
ヘルパーの担い手の不足	167	86.5
制度利用手続きの煩雑さ	30	15.5
請求事務の煩雑さ	52	26.9
その他	11	5.7
事業所実数	193	100

居宅介護サービス費の単価からみて他事業に比べて人件費の想定が著しく低いように感じる。ヘルパーの担い手不足は深刻な問題になっている。

今年度の調査に当たっては調査項目を減らし、回答する側も集計する側も負担を軽くしました。あらためて調査結果を見てみると更なるスリム化が必要と思われます。継続的な調査は経年変化をみるために必要ではありますが、今後の調査は制度変更等その年のタイムリーな内容に絞っての調査とすることも検討すべきでしょう。

平成26年4月から実施された重度訪問介護の対象拡大の効果を確認すべく、今年度の調査結果を待ちましたが調査結果からは対象拡大は極めて不十分であるとの印象を受けました。重度訪問介護を知的障害者等の行動障害がある人が利用するためには煩雑なアセスメントを行う必要があります。障害種別の対象拡大はされたものの、「行動援護対象者で区分4以上」と限定されたため、行動援護利用者と同じように「区分3以上」とするよう厚労省に提案しました。骨格提言の「重度訪問介護の発展的継承によるパーソナルアシスタンス制度の創設」についての回答が今回の重度訪問介護の対象拡大なののでしょうか。

同様にグループホームについては「一人ひとりに必要なパーソナルな支援については個別生活支援を利用できるようにする」をめざすのであれば、外部サービス利用型のメリットは個別の支援を導入できることにあります。また包括型であっても個別単位のホームヘルプ利用が促進されるべきと思います。利用者のニーズを尊重するなら特定相談支援事業者がグループホーム利用者に対し、個別のサービスを組み込んだサービス等利用計画をどれだけ多く作成するかにかかっているのではないのでしょうか。

軽度の人々がグループホームではなく地域での一人暮らしに移行するのであれば、居宅介護系の事業の役割はますます重要視されます。平成30年度より創設される「自立生活援助」の詳細は不明ですが地域生活のツールとして期待しています。

文責：山梨県 白樺園 山西 孝

3. スタッフの状況について

(1) スタッフの配置

1. 職種別職員配置			管理者	サービス提供責任者	ヘルパー	その他スタッフ	計
	常勤	専従					
		兼務					
	非常勤						
	計						人
2. 雇用形態			管理者	サービス提供責任者	ヘルパー	その他スタッフ	計
	正規職員						
	非正規職員						
	計						人

(2) 職員（スタッフ）の所持資格 <注> 重複計上可

資格名	人数	資格名	人数
1. 介護福祉士		9. 喀痰吸引等研修（不特定）修了者	
2. 社会福祉士		10. 介護職員基礎研修課程修了者	
3. ヘルパー1級		11. 実務者研修修了者	
4. ヘルパー2級もしくは介護職員初任者研修修了者		12. ケアマネージャー	
5. 行動援護従事者養成研修修了者		13. 精神保健福祉士	
6. 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者		14. 看護師・保健師	
7. 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者		15. その他（ ）	
8. 喀痰吸引等研修（特定）修了者		合計	

4. 行動援護従事者研修について

(1) 行動援護従事者養成研修受講について

事業所の近隣（受講可能な距離）で行動援護従事者養成研修が実施されていて、受講可能な環境にあるか。

1. ある 2. ない

(2) 平成30年3月31日までにスタッフの受講計画はあるか

1. ある 2. ない

5. 強度行動障害支援者養成研修について

(1) 強度行動障害支援者養成研修受講について

事業所の近隣（受講可能な距離）で強度行動障害支援者養成研修が実施されていて、受講可能な環境にあるか。

1. ある 2. ない

(2) 平成30年3月31日までにスタッフの受講計画はあるか

1. ある 2. ない

6. サービスの実施状況について

(1) 週の営業（開所）日数

1. 毎日（休日なし） 2. 土、日、祝祭日は休み 3. 週6日 4. 週5日 5. 週4日以内

(2) 一日の営業（開所）時間

- 1. 全日（24 時間） 2. 17 時間以上（おおむね深夜時間帯を除いた時間）
- 3. 14 時間以上（おおむね早朝夜間を除いた時間） 4. 10 時間以上（おおむね日勤時間帯）
- 5. 8 時間以上（通常勤務時間内） 6. 8 時間以下

(3) 契約件数について（平成27年4月1日現在） ※★の箇所は同じ数字になるように合わせてください

(A) 契約者数（実人数）（例：同じ人が「居宅介護」と「行動援護」の二つを契約していても1人とカウント）

	★人
--	----

(B) 契約件数（例：同じ人が「居宅介護」と「行動援護」の二つを契約している場合それぞれ1人とカウント）

	居宅介護	重度訪問介護	重度包括等支援	行動援護	同行援護	移動支援
契約件数(人)						

(4) 契約者の状況（平成27年4月1日現在）

(A) 年齢構成

(人)

	18 歳未満	18~64 歳	65 歳以上	合 計
男				
女				
計				★



(B) 障害の内訳（障害者欄：障害が重複している場合は、主たる障害で計上のこと）

障害種別	児 童 (18 歳未満)	障害者（18 歳以上）			合 計
		知的障害	精神障害	身体障害	
人数(人)					

(5) 利用の状況（平成27年4月1日～4月30日）

(A) 障害別の利用回数について

		回 数		回 数
居 宅 介 護	身 体		行動援護	
	家 事		重度包括	
	通 院		同行援護	
	乗 降		移動支援	
重度訪問			合計	

(B) 緊急時対応加算について（平成27年4月1日～4月30日）

- 1. 受けた 2. 受けていない

⇒「1. 受けた」と答えた場合の延べ対応回数 回

(6) 医療的行為について

- 1. 行っている 2. 行っていない

⇒「行っている」と答えた場合 1. たん吸引 2. 胃ろう 3. その他()

(7) グループホームへの個人単位利用でのホームヘルパー派遣について

1. 行っている 2. 行っていない

⇒「行っている」と答えた場合

1. 身体介護（入浴・食事等のスポット支援）の提供 回
2. 行動援護または重度訪問介護対象者への居宅介護、重度訪問介護の提供 名

(8) ケアプランについて

居宅介護等の提供がケアプラン（相談支援事業者の作成したサービス利用計画に限らず）に沿って行われているか

1. ほぼケアプランに沿っている 2. ある程度ケアプランに沿っている
3. ケアプランに沿っていないとはいえない 4. 全くケアプランに沿っていない

7. 重度訪問介護対象拡大の影響について

(1) 重度訪問介護の対象拡大に基づく、行動障害を有する者に対する重度訪問介護の提供

1. 提供した 2. 提供していない

⇒「1. 提供した」と回答した場合

- ①提供回数 回 ⇒ 障害種別 知的 回 / 精神 回 / その他 回
②提供時間 時間

(2) 地域支援事業の移動支援が重度訪問介護の対象になったケースの有無

1. ある ケース 2. ない

(3) 重度訪問介護利用のためのアセスメントの実施者

1. 行動援護事業者 2. 発達障害者支援センター 3. その他 ()

(4) アセスメントの結果、行動援護利用者が重度訪問介護の対象になったケース

1. ある ケース 2. ない

8. グループホーム・ケアホーム一元化の影響について

(1) 外部サービス利用型グループホームとの委託契約

1. 締結した 2. 締結していない

⇒「1. 締結した」と回答した場合

- ①締結したグループホーム箇所数 箇所 ②実際にヘルパーを派遣している 箇所

9. 居宅介護事業に関する問題点について

(1) 居宅介護事業を運営する上での課題（複数選択可）

1. 居宅介護サービス費の単価 2. 配置基準及び資格要件 3. ヘルパーの資格要件
4. 支給決定の方法 5. ヘルパーの担い手の不足 6. 制度利用手続きの煩雑さ
7. 請求事務の煩雑さ 8. その他 []

(2) 貴事業所が直面している課題点を具体的にご記入ください

[]

ご協力ありがとうございました。